

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

（市町村名：城陽市）

タイトル	介護給付適正化事業の実施
------	--------------

現状と課題 市内居宅介護支援事業所について、全事業所が法令遵守や利用者本位の立場でのケアプラン作成を達成できるよう図っていく必要がある。また、ケアマネジャーとしての知識や経験は事業所ごと、職員ごとに違いがあるため、市民がどの事業所を選択しても同じ支援を受けることができるように指導する必要がある。
第8期における具体的な取組 毎年4事業所程度、事業所の運営指導（実地指導）と併せてケアプラン点検を実施し、ケアプランが法令を遵守し利用者本位の立場で作成されているかを確認する。不足している事項や誤りがあった場合は指導を行い、質の向上や知識の充足を行う。実施に際しては、係長以上の職員1名ほか複数名の職員が出席している。 また、市内居宅介護支援事業所全てを参集のうえ行う集団指導を年1回実施している。
目標（事業内容、指標等） 市内居宅介護支援事業所について6年に1度を目途に運営指導（実地指導）及びケアプラン点検を実施している。ケアプラン点検においては、ケース毎に採点し事業所全体への評価を実施している。 年に1度、事業所が一堂に会する集団指導を実施し、運営上の留意点や制度改正に関すること等を説明している。
目標の評価方法 ● 時点 ☐ 中間見直しあり ☒ 実績評価のみ ● 評価の方法 ケアプラン点検では1件ごとに採点をしており、点数の合計に応じて「優秀」「良」「もう少し頑張れ」等の評価を行っている。

取組と目標に対する自己評価シート（実績評価）

（市町村名：城陽市）

年度	令和５年度
----	-------

実施内容	
毎年４事業所程度、事業所の運営指導（実地指導）と併せてケアプラン点検を実施し、ケアプランが法令を遵守し利用者本位の立場で作成されているかを確認し、不足している事項や誤りがあった場合は指導を行い、質の向上や知識の充足を行っている。令和５年度は、感染症対策を講じつつ、計画どおり４事業所の実施を行った。次年度以降も、計画どおり４事業所程度の実施を予定している。なお、実施に際しては係長級以上の職員１名と複数名の職員とが必ず出席している。 また、全事業所を参集のうえ行う集団指導を年１回実施しており、令和４年度は資料配布での実施としていたが、令和５年度は計画どおり参集形式にて実施した。	
自己評価結果	
上記実施内容の取り組みに加え、必要な情報を適宜事業所宛に発信することにより、市内居宅介護支援事業所のスキルアップを図ることにより、サービスの質の確保を行うことができた。	
課題と対応策	
市内居宅介護支援事業所について、８期計画期間中において、令和３年度は、１事業所が従業員の体調不良及び人員不足にて休止となった。令和４年度は、２事業所が新規開設、１事業所が事業継続困難のために廃止となった。令和５年度は、１事業所が新規開設、法人の市外移転に伴い１事業所が廃止、前述の休止中の事業所も事業再開困難のため廃止となり、令和５年度末で実質稼働しているのは１７事業所となった。需要を精査し、供給体制の確保に努める必要がある。市内居宅介護支援事業所にはベテランの職員が多く、特に２０代～３０代の若いケアマネジャーが少なく見受けられるため、今後の供給体制の確保の一環として若い人材の確保や育成の検討が必要。 市内居宅介護支援事業所については、自主組織とし連絡会を構成されており、年３回程度の研修会及び情報交換を行っている。市もオブザーバーとして参画しており、会場支援や講師派遣、企画立案に際しての助言等を行っている。連絡会への支援を通じて、しいてはケアマネの資質向上に努める。	